

**適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額の計算に関する
明細書(その2)(第7号の2様式別表6(2))記載の手引**

愛 知 県

1 この明細書の用途等

この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式別表6(その1)に代えて使用して差し支えありません。

この明細書の①、④及び⑤の各欄は、次のとおり記載します。

「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑱欄の金額を記載します。
3「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 ①欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。 (1)法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人…法人税の明細書(別表6(2))の16の欄の金額 (2)令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人…法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3)外国法人…法人税の明細書(別表6の2)の10欄の金額

(7.4)